

道路占用（道路法第32条）の手続き

道路に一定の工作物、物件又は施設を設け継続して道路を使用することを「**占用**」といい、この場合道路管理者の許可を受けなければなりません。

1. 許可の申請について

道路の占用許可を受けようとする場合は、必ず対象工事を始める前に道路占用許可申請書、誓約書、図面、施工前の写真を各々2部提出して下さい。申請から許可まで通常1～2週間程度かかりますので余裕を持って申請して下さい。また、所轄警察署（小国警察署）の道路使用許可を確実に受けるようお願いします。

道路占用許可に関する各申請、届関係については申請を行った方の住所、氏名で行って下さい。

2. 内容の審査及び許可書の交付について

提出された書類を審査し、占用が適当であると認められた場合は一定の条件を付して道路占用許可書を交付します。最初の道路占用許可書が元となり更新の手続き等を行いますので大切に保管して下さい。

3. 工事の着工、完了時の届出について

占用に伴う工事を着工する際は着工届を、完了した場合はしゅん工届を提出して下さい。詳細は許可書の交付の際にお知らせします。

4. 占用期間について

占用期間は許可書に記載されたとおりです。期間満了後においても引き続き占用を行う場合は更新の手続きを行う必要があります。（手続きの内容については期間満了前にご通知します）

5. 占用中の管理について

占用に伴う工事に起因する道路の段差や舗装の剥離が施行後に生じた場合は、申請者の責任において復旧して下さい。

6. その他

都合により占用期間内において占用を廃止する場合や申請者の名義が相続等により変更となった場合などは所定の手続きが必要です。詳細につきましては役場産業振興課建設班までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143
南小国町役場 産業振興課 建設班
TEL 0967-42-1114 FAX 0967-42-1122